

板橋区障がい者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(昭和53年3月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業として、障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成することにより、障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もってこれらの者の福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、板橋区内に住所を有し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第一種免許のうち、普通自動車免許を取得した者で、次に掲げる各号に該当する者とする。ただし、既に本要綱により助成を受けたことのある者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項により身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が3級以上の者又は4度以上の愛の手帳の交付を受けているもの。ただし、内部障がいについては4級以上、下肢又は体幹にかかる障がいについては5級以上の歩行困難である者。
- (2) 自動車運転免許取得時に引き続き3カ月以上、板橋区内に住所を有する者。
- (3) 当該年度（ただし、申請が4月から6月にあつては前年度）の特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）に係る所得割の課税額が46万円未満の者（ただし、当該年度に災害等で罹災した者その他区長が助成を必要と認める者を除く。）。
- (4) 自動車運転免許取得後1年以内である者。なお、自動車運転免許取得費用について、分割支払いを利用し、当該免許を取得した場合、支払完了後1年以内である者。
- (5) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者。

(助成対象の費用)

第3条 この助成の対象となる費用は、前条に規定する自動車運転免許の取得に要した費用のうち、入所料、技能教習料、学科教習料及び教材費に相当する費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、身体障害者手帳又は愛の手帳及び自動車運転免許証を提示し、障がい者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（別記第1号様式）に当該年度（ただし、申請が4月から6月にあつては前年度）の特別区民税の額を証する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項に規定する特別区民税の額を証する書類について、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は、提出を要しない。

(助成の可否の決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を調査し、助成の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、障がい者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）又は障がい者自動車運転免許取得費助成金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により、申請者あて通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 区長は、前条第2項の規定による助成金の交付決定通知を受けた申請者の請求（別記第4号様式）に基づき、助成金を交付するものとする。

付 則

この要綱は、昭和53年3月1日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和55年11月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成6年3月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成14年6月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助 成 金 額		
第3条に規定する助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額（この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、助成対象者の当該年度（ただし、申請が4月から6月にあつては前年度）の特別区民税に係る所得割の課税額に応じて、次表の所得階層区分ごとに定める額を限度とする。		
階層	区分	助成限度額
A	生活保護受給者	164,800 円
	区民税非課税者	
B	区民税所得割額 年 16 万円未満の者	144,200 円
C	区民税所得割額 年 16 万円以上～46 万円未満の者	123,600 円

(第1号様式)

年 月 日

障がい者自動車運転免許取得費助成金交付申請書

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 (歳)

下記のとおり、助成金の交付を申請いたします。

身体障害者 手 帳	番 号	第 号		交 付 年 月 日		等 級
				年 月 日		種 級
	障がい名					
愛の手帳	番 号	第 号		交 付 年 月 日		等 級
				年 月 日		度
	障がい名					
自動車運転 免 許 証	番 号					
	取得年月日					
	免許取得時 の 住 所					
自動車運転 教習所等	名 称				入 所 年 月 日	
	住 所				年 月 日	
免許取得に 要した費用	入 所 料	技能教習料	学科教習料	教 材 費	合 計	
課 税 状 況	特別区民税の所得割額			区 内 在 住 期 間		
助成の審査のため、私の世帯の住民登録・税務関係資料その他について、関係機関に調査・照会・閲覧することに				<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない 署名		
				技 能 教 習 時 間 数	学 科 試 験 受 験 回 数	技 能 試 験 受 験 回 数
					仮 本	仮 本

(第2号様式)

第 号
年 月 日

障がい者自動車運転免許取得費
助成金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった障がい者自動車運転免許取得費
助成金は、下記のとおり交付することに決定したので通知いたします。

記

助成金額

円

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

障がい者自動車運転免許取得費
助成金交付申請却下通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった障がい者自動車運転免許取得費
助成金は、下記の理由で交付できませんので通知いたします。

記

理 由

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(第4号様式)

請 求 書

(宛先) 板橋区長

請 求 金 額	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付 第 号で交付決定
通知のあった自動車運転免許取得費助成金として上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住所

氏名